

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況																																			
東住吉総合高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="516 474 1466 1010"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>品目 商品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>冷暖房器具</td> <td rowspan="2">昭和48年4月20日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">476,000円</td> </tr> <tr> <td>ルームクーラー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>機械類</td> <td rowspan="2">昭和38年4月1日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">510,000円</td> </tr> <tr> <td>旋盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>事務器具類</td> <td rowspan="2">昭和41年3月31日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">300,000円</td> </tr> <tr> <td>電話交換機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>通信器具類</td> <td rowspan="2">昭和41年3月12日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">300,000円</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">図書類</td> <td>図書類</td> <td rowspan="2">昭和58年4月14日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>図書</td> </tr> </tbody> </table>	品目	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具	昭和48年4月20日	1	476,000円	ルームクーラー	機械器具類	機械類	昭和38年4月1日	1	510,000円	旋盤	機械器具類	事務器具類	昭和41年3月31日	1	300,000円	電話交換機	機械器具類	通信器具類	昭和41年3月12日	1	300,000円	トランシーバー	図書類	図書類	昭和58年4月14日	1	130,000円	図書	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品廃棄時の留意点及び手続について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品目	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																																		
家具什器類	冷暖房器具	昭和48年4月20日	1	476,000円																																		
	ルームクーラー																																					
機械器具類	機械類	昭和38年4月1日	1	510,000円																																		
	旋盤																																					
機械器具類	事務器具類	昭和41年3月31日	1	300,000円																																		
	電話交換機																																					
機械器具類	通信器具類	昭和41年3月12日	1	300,000円																																		
	トランシーバー																																					
図書類	図書類	昭和58年4月14日	1	130,000円																																		
	図書																																					

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月24日)